

# 第3期飯田市中心市街地活性化基本計画作成支援業務公募要綱

平成30年10月

長野県飯田市

## 1. 目的

平成 26 年 3 月に内閣総理大臣の認定を受けた第 2 期飯田市中心市街地活性化基本計画（以下「現行計画」）の計画期間が 2019 年 3 月に満了することから、フォローアップの集大成として、現行計画に位置付けられた事業の成果等を分析し、総括的な事後評価の実施を行い、その成果を踏まえ、新たな基本計画（以下「次期計画」という。）の策定に向けて、取り組みの方向性を検討、整理するとともに、それを実現するために必要となる具体的施策等を設定するものであります。

ついては、この計画作成における支援業務を目的として、受託者予定を選定するため公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施します。

## 2. 業務の名称

第 3 期 飯田市中心市街地活性化基本計画 作成支援業務

## 3. 業務の内容

本業務は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）に基づく次期計画における認定を目指す業務とします。受託者が行う業務(以下「本業務」)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる業務内容を行うこととします。

| 区分              | 業務内容  |
|-----------------|---|
| I. 現行計画の総括・事後評価 | <p>○事後評価報告書を 2019.3 末までに作成する。</p> <p>○事後評価は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 30 年 7 月 13 日最終改定）に基づく、都市再生整備計画（飯田市中心市街地地区）事業効果分析を含めるものとする。</p> <p>(1) 資料収集整理</p> <p>(2) 成果の把握及び分析評価</p> <p>①事業の実施状況の把握</p> <p>②数値目標の達成状況の評価</p> <p>③その他の数値指標等の検討</p> <p>・数値目標以外で、事業効果がみられる指標等について、検討・評価を行う。</p> <p>④各種データの検証</p> <p>・現行計画に記載されている統計的な各種データ（人口、産業、商業、公共交通等）の動向を把握し、郊外部や他都市と比較するとともに影響を与える要因等の分析や課題抽出など評価・検証を行う。</p> <p>⑤市民意識調査の実施</p> <p>(3) 効果発現要因の整理</p> |

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
|                                  | <p>基本計画に掲載された各事業について、実績や進捗状況により各指標改善への貢献度及び影響度等を評価する。</p> <p>(4) 評価会議等でのコーディネート及びサポートを行う。</p> <p>(5) 報告書の作成</p> <p>検証結果を整理し、事後評価報告書として取りまとめる。</p>  |
| <p>II. 次期<br/>計画の策定<br/>方針提案</p> | <p>○内閣府における計画認定を 2020.3 末日途とする。</p> <p>(1) 資料収集整理</p> <p>次期計画の策定に必要な各種資料の収集・整理を行う。</p> <p>(2) 現状把握</p> <p>現行計画の総括・事後評価を踏まえた中心市街地の現状調査・分析を行う。</p> <p>(3) 基本方針の設定</p> <p>①飯田市におけるまちづくりの考え方の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地地域の将来構想 並びに上位計画等（飯田市総合計画、飯田市土地利用基本方針等）におけるまちづくりの考え方や主要な取り組みの概要を整理する。</li> </ul> <p>②中心市街地活性化基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画の総括・事後評価から示された、中心市街地の活性化に向けた課題を踏まえ、中心市街地の活性化の必要性を整理するとともに、中心市街地活性化の基本方針について検討し、提案する。</li> </ul> <p>③中心市街地の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地活性化基本方針や中心市街地活性化法に基づく要件を踏まえ、中心市街地位置・区域について再検討し、設定する。</li> </ul> <p>(4) 目標、評価指標等の設定</p> <p>中心市街地活性化の基本方針等を踏まえ目標を明確にするとともに、その達成度を評価する評価指標及び数値目標を設定する。</p> <p>(5) 具体的事業の提案</p> <p>現行計画の総括・事後評価から示された、中心市街地の活性化に向けた課題を踏まえ、現行計画に掲載されている事業を参考に（4）で設定した数値目標の達成に寄与する具体的事業を検討し、提案する。</p> <p>(6) 関係機関協議資料</p> <p>国及び関係機関との協議に必要な資料を作成する。</p> <p>(7) 市民会議等でのコーディネート及びサポートを行う。</p> <p>(8) 提案書の作成</p> <p>II（1）～（5）を整理し、次期中活計画の策定方針提案書として取りまとめる。</p> |

#### 4. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

| 成果品  | サイズおよび部数     |
|--|--------------|
| ① 第2期飯田市中心市街地活性化基本計画 事後評価報告書                                   | A4 サイズ 20 部  |
| ② 上記報告書の概要版  | A4 サイズ 20 部  |
| ③ 次期飯田市中心市街地活性化基本計画策定方針提案書<br>(内閣府中活計画認定申請マニュアルに従い作成された基本計画素案) | A4 サイズ 200 部 |
| ④ 上記提案書の概要版  | A4 サイズ 200 部 |
| ⑤ 市民会議等により提案され集約された意見に基づき編集された中心市街地活性化実行方針概要書 (A4 カラー12 ページ程度) | A4 サイズ 300 部 |
| ⑥ 協議記録簿 (A4 サイズ)   | 1 式          |
| ⑦ 上記成果品の電子データ※ (CD-R)  | 1 式          |

※電子データは、Windows Microsoft Office Word、Excel 又は Power Point 形式とする。

5. 履行期間 契約締結の日から 2020 年 3 月 29 日 (金) まで

6. 履行場所 市長が指定する場所

7. 契約方法 公募型プロポーザル方式

8. 提案限度価格 9,500,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

※提案限度価格は、業務の履行期間 (2 ヶ年度分) を設定しています。

※うち、現行計画の総括・事後評価に係る提案限度価格を 2,000,000 円と設定します。

※また、現行計画の総括・事後評価に係る事業費については、国の社会資本整備総合交付金 (事業費の 45/100) を財源として見込めます。

#### 9. 参加資格

本件公募型プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項に規定する一般競争入札に参加させない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものではないこと。
- (3) 飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 (平成 24 年告示第 42 号) に基づく指名停止を受けていないこと。

- (4) その他参加表明までに飯田市に物品・業務入札参加資格審査申請を行い、審査登録された者であること。
- (5) 過去に中心市街地の活性化に関する法律に定められた中活計画の策定について実績のあるコンサルタント、又は飯田市に本社のある事業者でかつ飯田市において中心市街地活性化事業に関わる調査・計画・設計に実績を有する者。

#### 10. スケジュール（予定）

| 内 容                  |             | 日 付                  |
|----------------------|-------------|----------------------|
| (1) プロポーザル実施の公表      |             | 平成 30 年 10 月 5 日（金）  |
| (2) 参加表明書の提出期限       |             | 平成 30 年 10 月 12 日（金） |
| (3) 質疑応答             |             |                      |
| a                    | 質問受付（メールのみ） | 平成 30 年 10 月 17 日（水） |
| b                    | 回答書の公表予定    | 平成 30 年 10 月 19 日（金） |
| (4) 提案書の受付           |             | 平成 30 年 10 月 22 日（月） |
| (5) 第 1 次審査          |             |                      |
| 第 1 次審査              |             | 平成 30 年 10 月 26 日（金） |
| 第 1 次審査結果発送予定        |             | 平成 30 年 10 月 26 日（金） |
| (6) 第 2 次審査          |             |                      |
| 第 2 次審査（プレゼンテーション）実施 |             | 平成 30 年 11 月 9 日（金）  |
| 第 2 次審査結果発表（内定）      |             | 平成 30 年 11 月 9 日（金）  |
| 業務受託予定者の決定           |             | 平成 30 年 11 月         |

※日程は現時点での予定であり、変更となる場合があります。

#### 11. 参加表明

プロポーザルに参加しようとするものは、次に定めるところにより参加表明を行うものとします。

##### (1) 参加表明に必要な書類

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 会社概要（様式自由、ただし A4 版とする。）
- ウ 事業実績（様式 2）
- エ 業務の実施体制（様式 3）
- オ 予定技術者の経歴等（様式 4）

##### (2) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 平成 30 年 10 月 12 日（金）必着
- イ 提出方法 郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）
- ウ 送付先

〒395-0044 飯田市本町1丁目15番地 トップヒルズ本町1階  
飯田市産業経済部 商業・市街地活性化課 中心市街地活性化係  
次期中活計画作成支援業務プロポーザル担当

エ 提出部数 11部

## 12. 企画提案書

企画提案書は、11頁「第3期飯田市中心市街地活性化基本計画について」を基本として、次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

### (1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案（様式自由、ただしA4判とし、全体で10枚以内とする。）

|       |   |
|-------|---|
| 提案課題1 | 飯田市における中心市街地活性化の取り組みの成果と課題について。   |
| 提案課題2 | リニア長野県駅設置を踏まえて、中心市街地活性化に向けた主体とその役割について。                                       |
| 提案課題3 | 住民、事業者、関係機関が中心拠点の将来像を共有し、さらに具現化するための実行計画を策定していく「(仮)飯田丘のまち会議」でのコーディネートの手法について。 |

イ 工程表（様式自由、ただしA4判1枚とします。）

- ・2頁 3.業務の内容を参考とし、想定されるスケジュールを記すこと。

ウ 業務参考見積（様式自由、ただしA4版とします。）

- ・内訳を表示し、合計金額は税込みとすること。
- ・2頁 3.業務の内容の区分I「現行計画の総括・事後評価」に係る見積額がわかるよう表示すること。

エ 留意事項

- ・企画提案書の作成、応募、ヒアリング等に要する費用は応募者の負担とします。
- ・提出された提案書等は、返却しません。
- ・提出された提案書等は、提出者に無断で本件プロポーザル以外に使用しません。
- ・提出された提案書等は、飯田市情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ・採用された提案書等の著作権は飯田市に帰属します。
- ・本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。
- ・本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定めます。
- ・提出書類はすべて片面使用すること。
- ・郵便及び搬送中の破損、遅延等については、主催者は責任を負いません。

## (2) 企画提案の提出

- ア 提出期限 平成 30 年 10 月 22 日 (月) 午後 5 時
- イ 提出方法 郵送 (書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)
- ウ 送付先 5 頁 1 1 (2) に同じ
- エ 提出部数 1 1 部

## 1 3. 審査方法

審査方法の概要は、次に定めるところにより実施します。

### (1) 第 1 次審査 (書類審査)

- ア 欠格事項に該当する提案を除き、全ての提案について審査対象とします。
- イ 第 2 次審査対象者として 3 者程度を選定します。
- ウ 審査結果は、各応募者に文書により通知します。

### (2) 第 2 次審査

- ア 第 2 次審査対象者によるプレゼンテーションを実施します。
- イ 受託予定者として 1 者を特定します。
- ウ 審査結果は、第 2 次審査に臨んだ各応募者に文書により通知します。

## 1 4. プレゼンテーション

第 2 次審査におけるプレゼンテーションは、次に定めるところにより実施します。

### (1) 日時・場所

平成 30 年 11 月 9 日 (金) 飯田市役所本庁舎を予定しています。

※詳細につきましては、別途第 2 次審査対象者に案内します。

### (2) 実施時間

プレゼンテーションは、各事業者 15 分程度 (準備時間を除く) とします。

### (3) 参加人数

プレゼンテーションに参加する人数は、4 人までとします。

### (4) その他

- ア 原則として、本業務において市民会議等の諸会議をコーディネート及び助言を担当する者がプレゼンテーション及びヒアリングの対応を行うものとします。
- イ プレゼンテーションについては、パワーポイント等のプレゼンテーションを利用して行うものとします。プレゼンテーションにあたり必要な機材等は、プロポーザルに参加する事業者が用意してください。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、本市で用意します。

## 1 5. 選定審査委員会

本プロポーザルに係る審査は、次の委員により組織された選定審査委員会が行いま

す。

- (1) 審査会名称：次期中活計画策定支援業務事業者選定審査会
- (2) 審査委員長：小澤 一郎
- (3) 審査委員の氏名、所属等

| 役職  | 氏名    | 出身団体等  |
|-----|-------|--|
| 委員長 | 小澤 一郎 | (財)都市づくりパブリックデザインセンター顧問  |
| 委員  | 柴田 忠昭 | 飯田商工会議所会頭<br>飯田市中心市街地活性化協会理事長  |
| 委員  | 藤本 勝  | 橋北まちづくり委員会会長   |
| 委員  | 原 勉   | 橋南まちづくり委員会会長<br>飯田5地区まちづくり協議会会長<br>飯田市中心市街地活性化協会副理事長<br>(株)飯田まちづくりカンパニー代表取締役社長 |
| 委員  | 大場 孝  | 東野まちづくり会議会長  |
| 委員  | 関島 秀樹 | 飯田商工会議所青年部長  |
| 委員  | 小林 美佐 | 飯田市勤労者共済会理事<br>飯田市中心市街地活性化協会理事   |
| 委員  | 松村 茂利 | 飯田市中心市街地活性化協会事務局長<br>(タウン・アドミニストレーター)<br>(株)飯田まちづくりカンパニー常務取締役                  |
| 委員  | 遠山 昌和 | 飯田市産業経済部長  |
| 委員  | 小平 亨  | 飯田市建設部長  |

※都合により委員が変更する場合があります。

## 16. 企画提案者の特定

### (1) 第1次審査（書類審査）

| 評価項目   | 評価事項                          |
|--------|-------------------------------|
| ① 事業実績 | 中活計画策定業務他類似事業の事業実績は優れたものであるか。 |
| ② 実施体制 | 配置予定担当者の経験年数は十分であり、業務実績は確かか。  |
| ③ 現状認識 | 飯田市中心市街地の現状を的確に認識しているか。       |
| ④ 業務工程 | 適切にスケジュールが組まれているか。            |



|        |   |
|--------|---|
| ⑤ 見積金額 | <p>応募事業者が提案する見積額は、以下のとおり評点化します。</p> $\text{見積金額評価点} = \frac{\text{最低見積金額}}{\text{見積金額}} \times 20 \text{点}$ <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低見積金額は、全応募事業者の見積金額のうち、最も低い見積金額とします。</li> <li>・見積金額は、12.企画提案書ウに記載された内容です。</li> <li>・見積金額評価点に小数点以下がある場合は、小数点第1位以下を四捨五入します。</li> <li>・提案限度価格は、9,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）です。</li> <li>・見積金額が上限価格を超えている場合は、失格となります。</li> </ul> |
|--------|---|

(2) 第2次審査（総合評価）

| 評価項目       | 評価事項  |
|------------|---|
| ① 提案の的確性   | 当市が今後取り組むべき中心市街地活性化の方向性について、現実的、効果的な内容が提案されているか。  |
| ② コーディネート力 | 対応力、コミュニケーション能力、幅広い専門性や教養があり、諸会議をコーディネートする能力があるか。 |
| ③ 取組意欲     | 本業務に積極的に取り組む姿勢がうかがえるか。                            |

(3) 総合評価

参加表明書、実施体制、事業実績、予定技術者の経歴等、企画提案書、プレゼンテーション等を勘案し、総合的に評価します。

17. 契約

7頁15により受託予定者に決定した事業者と契約締結の交渉を行います。

18. 欠格事項

応募者及び受託予定者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合には、プロポーザルの参加資格又は受託予定者の決定を取り消します。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 4頁9の参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、選考委員若しくは関係者に本件プロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求めた場合

## 19. 次順位者の繰り上げ

受託予定者に契約を締結することができない何かしらの事由が発生した場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加者のうち、評価等が上位であった者から順に当該業務においての交渉を行うことができるものとします。

## 20. 事務局（再掲）

事務局：飯田市 産業経済部 商業・市街地活性課 中心市街地活性化係

住 所：〒395-0044 長野県飯田市本町1丁目15番地 トップヒルズ本町1階

電 話：0265-52-1715（直通） FAX：0265-52-1719

飯田市ホームページ：<http://www.city.iida.lg.jp/>

e-mail：shigaichi@city.iida.nagano.jp

## 第3期飯田市中心市街地活性化基本計画について

### 1. 背景と目的

#### (1) これまでの取り組み

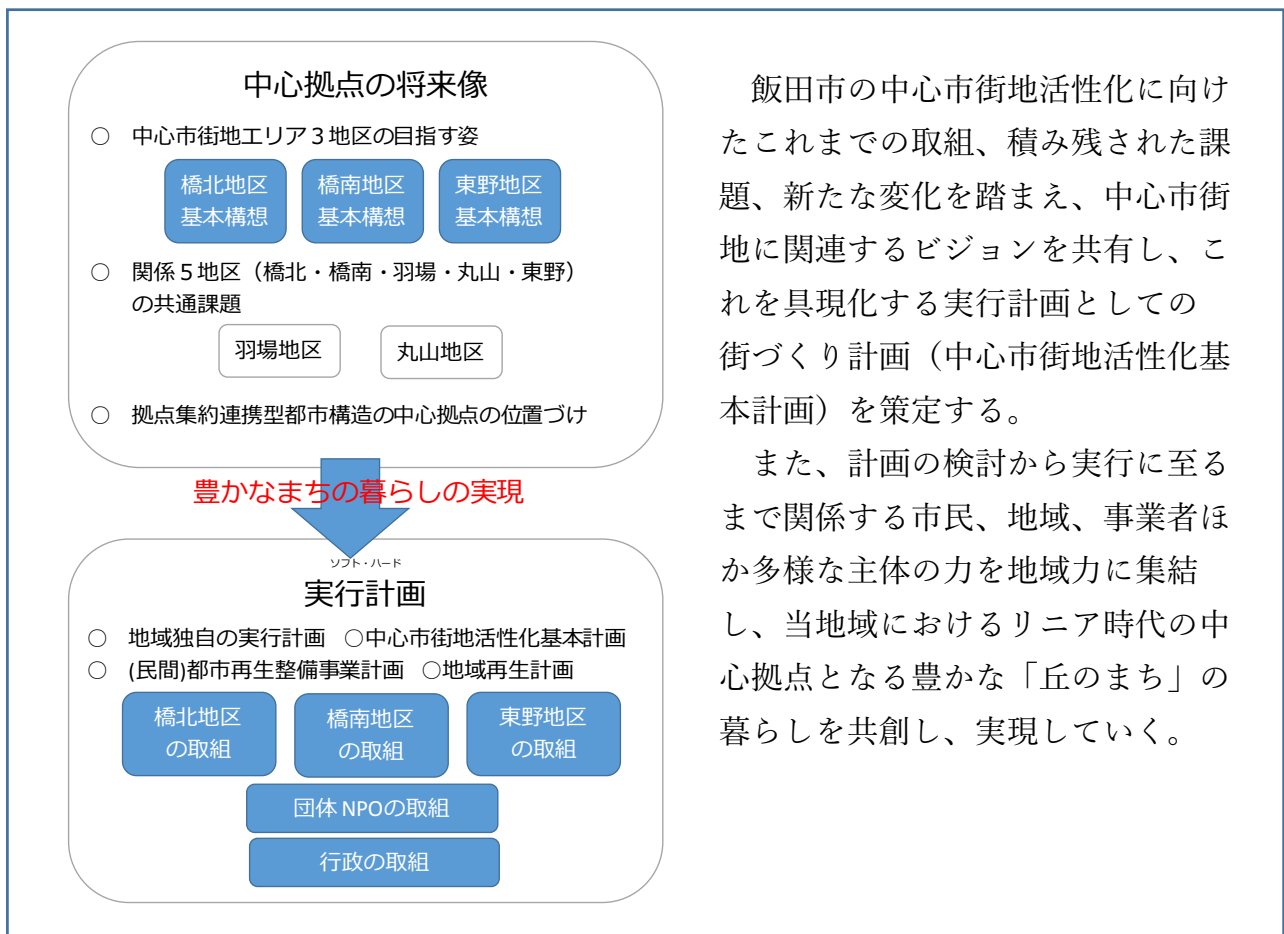
- ・第2期計画までの一定の成果（基盤整備40事業、ソフト21事業の充実等）
- ・りんご並木周辺の深化（動物園における入園者の増加、りんご並木再整備の完了）
- ・りんご並木歩行者天国等のイベントによる求心力の推進、りんご並木まちづくりネットワークを始めとする様々な担い手や助っ人の結集

#### (2) 積み残された課題

- ・続く市街地の人口減少、少子化・高齢化と地域力の衰退  
（計画期間開始前年度（H26.1.1）9,404人、計画期間の直近（H30.1.1）8,853人）
- ・まちなかの商店街の高齢化と衰退。魅力低下を踏まえた人づくり、商品づくり  
（H30.4.1現在の高齢化率：橋北40.4% 橋南38.5% 東野34.2%）
- ・恒常的な街の賑わい  
（H29年度における平日の歩行者通行量：9,316人/日 対目標値90.4%）

#### (3) 新たな変化

- ・中心市街地関連地区による将来像づくりの検討（橋北、橋南）と、具体的な取り組みの動きが開始（羽場、丸山、東野）。
- ・リニア長野県駅設置に向けた動きと拠点集約連携型都市構造における中心拠点の位置づけ。



飯田市の中心市街地活性化に向けたこれまでの取組、積み残された課題、新たな変化を踏まえ、中心市街地に関連するビジョンを共有し、これを具現化する実行計画としての街づくり計画（中心市街地活性化基本計画）を策定する。

また、計画の検討から実行に至るまで関係する市民、地域、事業者ほか多様な主体の力を地域力に集結し、当地域におけるリニア時代の中心拠点となる豊かな「丘のまち」の暮らしを共創し、実現していく。

## 2. 計画の基本的な考え方

- ・第3期計画は、「まちづくりは住民、事業者、関係機関が将来像を共有し、当事者意識を持って共創の場で策定し、実行していく」ことを大切に、様々な主体の参加・協力を得て、自主的・自立的な取り組みからなる実行計画とする。
- ・中心市街地の活性化、ひいてはリニア長野県駅設置に向けた中心拠点の活性化にも応じた取り組み施策を推進するものとする。
- ・策定作業は平成30年10月（2018.10）から2020.3月を目途とする。
- ・共創の場として様々な検討が行われた中で、合意が得られたものを位置付け、実行を第一としていく。  
なお、積み残した課題・案件については、方向付けされた時点で加えていく。
- ・計画期間は5年間とする。

## 3. 策定から実行への進め方

- 各地区における基本構想の策定と具体的な取組（橋北地区、橋南地区、東野地区）
- 中心市街地関連地区における共通課題の確認
- 地区、関係事業者、NPO、有識者、中活協会、行政による「(仮)飯田丘のまち会議」での検討
  - ※ 「(仮)飯田丘のまち会議」は中心拠点の将来像を共有し、さらに具現化するための実行計画を策定し、実行を第一とする具体的な取組につなげていく。
  - ※ 実行計画の策定、実現に向け、市役所内に庁内サポート会議を設置する。

### 【スケジュール】

| 年度 | 2017  | 2018   |                   | 2019 |           |  | 2020～2024<br>(5年間) |
|----|---|--------|-------------------|------|-----------|--|--------------------|
|    | 12～3末   | ～9末    | 後期<br>～3末         | 前期   | 後期<br>～3末 |  |                    |
|    | 各地区による将来像の共創と実践（橋北・橋南・東野）                     |        |                   |      |           |  |                    |
|    | 素案作成  | 原案作成   |                   |      | 地域独自の取組   |  |                    |
|    | 中心市街地関連地区による共創と実践                             |        |                   |      |           |  |                    |
|    |   | 準備会    | 5地区まちづくり協議会・地域協議会 |      |           |  | 連携した取組             |
|    | (仮)飯田丘のまち会議(地区、関係事業者、NPO、中活協会、有識者、行政)による共創と実践 |        |                   |      |           |  |                    |
|    |   | 準備会・調整 | (仮)飯田丘のまち会議       |      |           |  | 具体的な取組             |
|    |   |        | 庁内サポート会議          |      |           |  |                    |

▲  
策定目途